

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ

平成 6 年 4 月 2 0 日 採択
平成 1 8 年 7 月 4 日 最終改正
中央公共工事契約制度運用連絡協議会

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（以下「モデル」という。）の運用に関し、下記のとおり申合せを行う。

なお、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」（平成 3 年 5 月 1 5 日採択）は、廃止する。

記

1 モデル第 1 第 1 項関係

指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

2 モデル第 2 関係

一 下請負人又は共同企業体の構成員に指名停止を併せ行うときの措置対象区域は、元請負人又は共同企業体の措置対象区域の範囲内とする。

二 第 3 項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって新たな指名が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。

三 第 3 項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第 3 第 2 項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

3 モデル第 3 第 2 項関係

一 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。

二 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

4 モデル第 4 関係

一 指名停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。

二 第 4 号及び第 5 号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

三 「他の公共機関の職員」（第 5 号並びに別表第 2 第 3 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号及び第 1 0 号関係）とは、刑法第 7 条第 1 項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

5 モデル第 5 第 1 項関係

一般工事における事故に関して指名停止を行う場合において、当該事故の原因について作業員個人の責任が大きく、請負人の責任が小さいと認められるときは、所管する区域の一部を限定して指名停止を行うことができるものとする。

6 モデル別表第1関係

- 一 一般工事における過失による粗雑工事（第3号関係）について、かしが重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。
- 二 部局発注工事及び一般工事のいずれの工事においても、次の場合は原則として指名停止を行わないものとする（第5号から第8号まで）。
 - イ 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
 - ロ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）
- 三 部局発注工事における事故（第5号及び第7号関係）について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてイの場合とする。ただし、ロによることが適当である場合には、これによることができる。
 - イ 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合
 - ロ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
- 四 一般工事における事故（第6号及び第8号関係）について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

7 モデル別表第2関係

- 一 「代表権を有すると認めるべき肩書」（第1号関係）とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。
- 二 独占禁止法第3条に違反した場合（第5号から第7号まで及び第12号イ）は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
 - イ 排除措置命令
 - ロ 課徴金納付命令
 - ハ 刑事告発
- ニ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕
- 三 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合（第5号及び第6号関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
- 四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第5号から第7号まで及び第12号イに規定する期間の短期を下回る場合においては、モデル第3第3項の規定を適用するものとする。
- 五 「業務」（第5号及び第15号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものであること。
- 六 建設業法違反行為（第13号及び第14号関係）について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。
 - イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が当該部局が所管する区域内における建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - ロ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（部局長が軽微なものと判断した場合を除く。）
- 七 業務に関する「不正又は不誠実な行為」（第15号関係）とは、原則として、次の場合をいうものとする。
 - イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が当該部局が所管する区域内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

ロ 部局発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合